

一般廃棄物再生輸送業指定証

COPY

住 所 高槻市上田辺町19番8号

氏 名 都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり指定したことを証する。

令和3年 8月12日

島本町長 山田 紘平



指定年月日	令和3年 8月12日
指定番号	第 1 号
事業の範囲	事業の種類 再生輸送(積替え保管を除く。)
	取り扱う一般廃棄物の種類 木くず
指定期間	令和3年9月1日から令和5年3月31日
指定の条件	島本町一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則第3条第1項第3号を遵守すること。 伏見クリエイト株式会社までの輸送業務に限定する。